

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	市指定有形文化財旧黒岩家住宅（旧簾舞通行屋）耐震改修ほか保存修理工事実施設計技術指導業務
発 注 課	市民文化局文化部文化振興課
選 定 事 業 者	特定非営利活動法人 歴史的地域資産研究機構
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、本市が発注する「市指定有形文化財旧黒岩家住宅（旧簾舞通行屋）耐震改修ほか保存修理工事実施設計」の実施に当たり、対象建築物である札幌市指定有形文化財「旧黒岩家住宅（旧簾舞通行屋）」の文化財的価値を損なわないよう必要な助言・指導等を行うもので、文化財の保存修理に関する豊富な知識と極めて特殊な技術が必要である。 上記団体の代表理事である角幸博氏は、札幌市の文化財保存活用計画検討委員会において委員長を歴任するほか、昭和60年に実施された当該建築物の復元工事に先立ち、昭和58年に建物調査団の調査員として当該建物の調査を遂行、昭和59年には旧簾舞通行屋修復委員会の委員となり、保存のための所要な処置を提案した実績がある。 このことから、文化財建造物の保存修理に係る豊富な知見を有するとともに、旧黒岩家住宅に関する深い見識を持つ同氏を擁する当該団体の他には本業務を遂行できる者がいないことから、本業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、当該業者を選定する。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ウ）
決 定 日	令和6年7月30日